

令和2年度裾野市農業委員会9月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木) 午後1時30分から午後2時0分
 2. 開催場所 裾野市役所4階401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝			須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
		12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

6	杉山 邦利	深良	勝又 俊博			
---	-------	----	-------	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 小林義彦 書記 中村健児 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

5	柏木 一男	7	鈴木 知華
---	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 議第19号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

(3) 議第20号 農地法第5条の規定による許可申請の指定について

(4) 議第21号 非農地証明願の裁定について

(5) 議第22号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和2年度裾野市農業委員会9月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、5番 柏木一男委員、7番 鈴木知華委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第8号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、議第19号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第19号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
(議案朗読・投影写真により説明)

地区担当委員

続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

申請地は、須山診療所から北に約50mのところのところに位置します。

申請地は調整区域内の農地です。面積は合計で653㎡で、地目は登記簿・現況共に畑です。

申請地は、平成13年に渡人が相続により取得しましたが、今後、耕作していくことが難しくなったことから、申請地の隣地を耕作している受入との間で話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は受入が行いますが、40年以上の農業経験があり、経験や技術については問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われま

す。申請地取得後の経営農地は4,658㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、徒歩3分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、引き続きお茶を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われま

議 長

ただ今の議第19号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第19号について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第20号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第20号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、見目神社の約90m北東側に位置します。

現況は休耕地となっています。

借人は、貸人の息子であり、現在は貸人である母と借人夫婦・娘2人の計5人で農家住宅に居住しています。

この度、転出していた息子が、夫婦で自宅に居住することとなりましたが、現在の住宅では手狭となるため、農家住宅の敷地を拡張し増築するものです。

申請地の街区は宅地率が80%以上であり、40%以上を満たしていることから、宅地化の状況が省令で定める程度に達している区域であり、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題はないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

東側は道路、西側は水路、北側・南側は宅地に接しています。

申請地南側との境にはブロック積があり、雨水等が流出する恐れはありません。汚水・雑排水は、増築建屋北側に設置する合併浄化槽を経由し、西側水路へ放流します。また、転用敷地外ではありますが、貸人が所有する農地に倉庫が建築されていることが確認されたため、住宅の着工に合わせて取り壊しすることの確約書が提出されています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ただ今の議第20号について、質疑等がありましたらお願ひします。

大庭清宏委員

既存の農業用物置の取り壊しの確認はいつ行うのか？

事務局

転用の事業が終了後、事務局に完了報告書を提出してもらうときに、物置を取り壊したことのわかる写真を添付してもらうようにする。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願ひします。

それではお諮りします。議第20号について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第21号 非農地証明願の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局

はい。議第21号 非農地証明願の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真による説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員

願出地は、中村集会所の約250メートル南東側に位置します。

願出地の現況は、願出人の住宅敷地の一部として使用されており、面積は95㎡で

す。

願出人は、平成元年に相続により願出地を取得しましたが、当時から居宅が建てられており宅地の一部として利用されてきました。

願出地内にある建物については、建築基準法の手続きがされていることを確認しています。また、現在ある住宅を建て替える際には、願出地も敷地として認められることを市の担当課で確認しています。

建築物等の敷地として相当の物であり、かつ、建築後10年以上経過しており農地への復元が容易ではないと認められます。

不要

願出地の西側、南側、東側に農地がありますが、既に40年以上宅地として利用されていることから周辺農地への影響はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第21号 番号1について質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第21号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第21号 非農地証明願の裁定について 番号2、番号3は関連がありますので一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。議第21号 非農地証明願の裁定について 番号2、番号3

(議案朗読・投影写真による説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 9番 大庭清宏委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

願出地は、深良中学校の約200メートル北西側に位置します。

願出地の現況は、山林となっており、面積は二筆合計で636㎡です。

願出人は、それぞれ平成10年、昭和36年に相続により願出地を取得しましたが、その頃から既に山林の様相(ようそう)を呈(てい)していました。

近隣一帯の深良財産区の所有地や、個人の所有地については、将来的に財産にするための木材生産のため、植林が行われていたとのこと。

願出地についても、長年管理がされていなかった土地を有効活用するために昭和40年ごろに植林をしたとのこと。

現況から見て、植林後相当年数が経過していることも確認できるため、農地への復元は困難であると考えます。

不要

願出地の北側、東側は山林、西側は道路、南側は市道1631号線を挟んで車両置き場に面しています。

既に山林の状態になり相当年数が経過しているため、周辺農地への影響はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第21号 番号2、番号3について質疑等がありましたらお願いします

す。

市野哲也委員

なぜ今になって、非農地証明願を農業委員会に提出したのか？

事務局

一般的には地目を変更するときに、法務局から書類を求められるので証明願を提出する場合があります。

議長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第21号 番号2、番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第22号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第22号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画(案)の決定について番号1

(議案朗読・投影写真による説明)

議長

続きまして、地区担当委員 3番 庄司健一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、茶畑 957-1 が富岳キッズセンターあいから南東に約 50m、茶畑 1513-1 が向田小学校から南東に約 100mに位置します。

申請地は茶畑 957-1 が調整区域内の農地、茶畑 1513-1 が農振農用区域の農地です。地目は公簿、現況ともに田です。

耕作利用面積は、2筆合計で 957 m²です。

貸人は、相続により農地を取得し、平成 26 年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定し、借受人は水稻を作付けしてきました。

その期間が令和 2 年 9 月末に満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借受人の水稻、露地野菜などの経営農地は約 20,000 m²あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は 5 年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、引き続き水稻を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第22号 番号1について質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第22号 番号1について本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第22号 農地中間利事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2

こちらの案件については、大庭清宏委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、大庭清宏委員は、議案審議の間、一時退席願います。(大庭清宏委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第22号 農地中間管理事業にかかる農地利利用集積計画(案)の決定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 2番 志村重利委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は深良小学校から北西に約100m付近に位置します。
申請地は深良柏木田西原耕地等圃場整備区域内の農地です。
該当する東側工区は県より一時利用指定を受けております。
耕作利用面積は、2区画合計で1,899㎡です。
貸人の金澤さんは平成26年に、室伏さんは平成28年にそれぞれ相続により農地を取得しましたが、圃場の実質的な整備が終わり利用可能となったことから、経営拡大を目指す借人の大庭さんとの間で、農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借人は認定農業者であり、経営農地は約4,000㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はございません。
貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第22号について、質疑等がありましたらお願いします。

庄司健一委員

賃借料はどのような場合に発生するのか？

事務局

今回は使用貸借のため無料だが、賃貸借となると10aあたりの面積で計算をして金額を決めます。

議長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第22号について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和2年度裾野市農業委員会9月総会を閉会します。

令和2年9月10日 (会議録署名人)

5番署名人

柏 不 一 男

7番署名人

欽 木 知 華